

令和4年4月22日
規制改革推進会議
人への投資WG

デジタル時代の日本を支える イノベーション人材の環境整備等 に関する検討状況について

令和4年4月22日
文部科学省



文部科学省

第10期・第11期 大学分科会質保証システム部会の審議経過

○ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会は、平成30年の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置。

第10期大学分科会質保証システム部会

第1回 令和2年7月3日

○我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第2回 令和2年7月31日

○我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第3回 令和2年8月31日

○関係団体からのヒアリング

第4回 令和2年9月28日

○関係団体からのヒアリング

第5回 令和2年11月25日

○質保証の国際通用性について有識者ヒアリング

第6回 令和2年12月23日

○学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
○通信制大学の質保証について有識者ヒアリング

第7回 令和3年1月25日

○学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング
○大学における質保証の取組について有識者ヒアリング

大学分科会 第159回 令和3年2月9日

○質保証システム部会の審議の状況について

第11期大学分科会質保証システム部会

第8回 令和3年6月15日

○質保証システムの見直しについて（定員管理の在り方について等）

第9回 令和3年7月7日

○質保証システムの見直しについて（遠隔教育等の活用について等）
○遠隔教育について有識者ヒアリング

第10回 令和3年8月4日

○質保証システムの見直しについて（大学設置基準について等）

第11回 令和3年9月17日

○質保証システムの見直しについて（保証すべき「質」について等）

大学分科会 第163回 令和3年10月12日

○質保証システム部会の審議の状況について

作業チーム 第1回 令和3年11月26日

○専門的・技術的な事項の調査審議

作業チーム 第2回 令和3年12月10日

○専門的・技術的な事項の調査審議

第12回 令和4年1月7日

○質保証システムの見直しについて（作業チーム素案について等）

作業チーム 第3回 令和4年2月3日

○専門的・技術的な事項の調査審議

大学分科会 第165回 令和4年2月9日

○質保証システム部会の審議経過について

第13回 令和4年2月16日

○質保証システムの見直しについて（審議まとめ素案について等）

第14回 令和4年3月18日

○「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を取りまとめ

大学分科会 第166回 令和4年3月28日

○質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」について、報告・了承

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
- しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。

⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（1）大学設置基準・設置認可審査

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。
例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等
- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（2）認証評価制度

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（3）情報公表

＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関する事」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（4）その他の重要な論点

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ) 本文抜粋①

(令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)

(新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展)

(略)

ICTを生かした遠隔教育の最大の利点は、地理的、空間的、時間的制約からの解放である。令和3年に文部科学省が実施した調査では、学生にとっての遠隔教育のメリットとして、自分のペースで学修することができること、自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないこと、友人と授業を受けられないこと、身体的な疲労が大きいことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保することができるといった利点も想定される。実際、海外の大学ではオンライン環境を活用した教育プログラムを提供することで優秀な留学生を獲得しようという動きも見られ、世界的な人材獲得競争が激しさを増す中、我が国においても、遠隔教育等が切り拓く可能性を生かした新しい高等教育の姿を構築していくことが求められている。

その際、学修者本位の視点に立ち、面接か遠隔かの二分法から脱却し、双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要である。

(略)

各大学のディプロマポリシーを達成するための教育方法としてカリキュラムポリシーに遠隔教育が適切に位置づけられ、面接授業と遠隔授業の双方の良さを生かした教育が提供されることが求められる。このことを踏まえれば、今後、大学における先導的・先進的な取組が積極的に行われ、その実践の検証や評価を通じて、遠隔教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものか、遠隔教育を効果的に行う上でどのような指導体制の整備、サポートスタッフの配置が必要となるのかなどについて、知見を蓄積していくことが求められているといえよう。

これらの現状と課題意識を踏まえ、大学設置基準をはじめとする質保証システムについて、国際通用性を確保しつつ、時代の変化に対応し、将来を見据えて充実させるべく中央教育審議会大学分科会質保証システム部会(以下、「部会」という。)で議論を進めてきた。

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ) 本文抜粋②

(令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)

(具体的に制度を改善・充実していくための視座)

これらの検討方針の下で質保証システムを構成する個別の制度の改善・充実を具体的に検討していくに当たり次の4つの視座を設定した。

(略)

第三に「先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)」である。社会との人材の往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先導的・先進的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編制可能とするよう、最低限の水準を厳格に担保しつつ大学設置基準の柔軟な運用を可能とすることや内部質保証の体制・取組が優れている大学に対しては認証評価の負担を軽減するといった弾力的な取扱いを可能とし、大学の創意工夫を促していくことが必要であろう。

(略)

これらの点に留意しつつ、将来を見据えながら効果的かつ効率的な質保証システムの改善・充実を行っていくことが重要である。

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ) 本文抜粋③

(令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)

大学設置基準・設置認可審査の改善・充実の方向性 (抄)

【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

○大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分に機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。〈大学設置基準改正〉

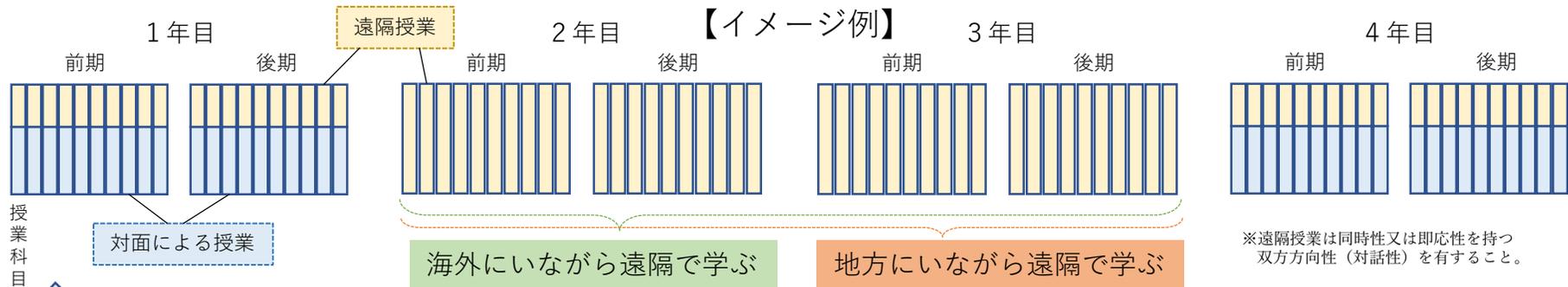
【大学設置基準の特例制度のイメージ】

- ・対象: 認証評価を受審して「適合」認定を受けている大学から申請を受け付ける。
- ・要件: 3つの方針を通じた学修目標の具体化や教育課程の編成・実施、全学的な成績評価基準の策定・公表や当該基準に基づく学修成果の把握、成績評価・単位認定の適切な実施など、機関として内部質保証の体制が十分に機能していること、「教学マネジメント指針」に掲げられた情報公表事項を積極的に公表していること、申請計画について、特例を申請する目的や特例の対象となる学位プログラムにおいて目指す教育効果が明確であり先導性があること、特例による教育活動において質担保の方策が講じられていること等を要件として、有識者会議等において確認することとする。
- ・内容: 学部学科等の教育研究の充実を図り、今後の大学設置基準の改善につなげるため、大学設置基準に拠らない取組を認めるとともに、当該取組の効果検証を行い各種データの公表・報告を求める。
- ・特例事項: 例えば、遠隔授業による修得単位上限(60単位)、単位互換上限(60単位)、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられる。
- ・留意事項: ▶大学の申請が要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるような、意欲ある大学が活用しやすい仕組みとすることが必要。
▶特例措置の効果を検証するためにも特例を認める期間を定めることも検討。
▶問題が生じた際の特例取消し等についても措置するとともに、所属する学生にとって不利益のないよう制度設計をすることが必要。

參考資料

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開 (例⑤)

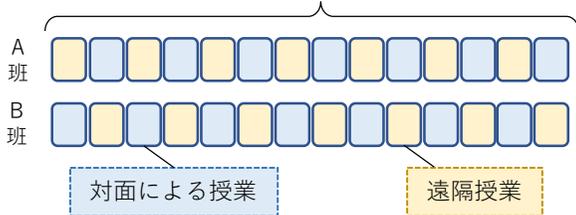
○遠隔授業は60単位 (約2年相当) まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能。



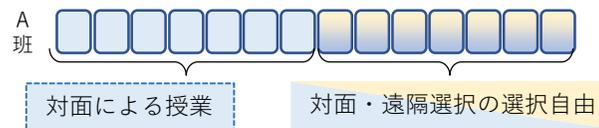
参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」
「大学等における遠隔授業の取扱いについて (周知) (令和3年4月2日)」

○全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、対面による授業として実施可能。

【イメージ例①】 授業科目



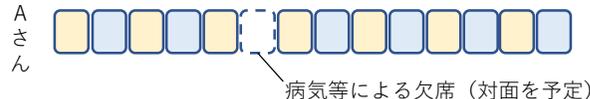
【イメージ例②】



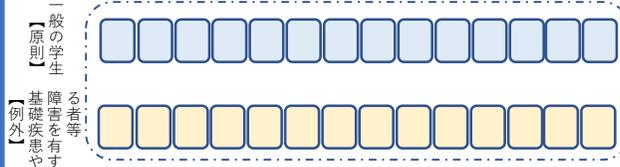
参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 問9

○特定の学生が病気等により、また、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生等が希望により、結果として対面で受講する授業時数が半分未満となる場合であっても、左記の設計を行う授業科目は、対面による授業として実施可能。

【イメージ例①】



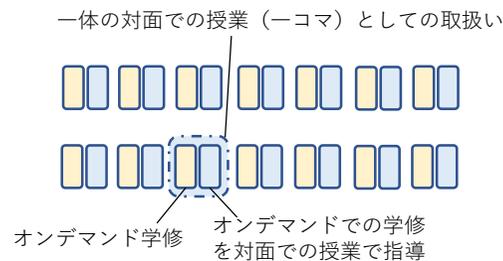
【イメージ例②】 1つの授業科目



参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 問10・11

○分割した授業時数を、一定の条件下※で一体の対面による授業として取り扱うことが可能。

【イメージ例】



※オンデマンドの取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われる必要があることに留意。

参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 問12

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例⑥）

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を面接授業により予定通り実施することが困難な場合、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的運用を行うことが大学の判断で認められていた。
- 令和3年度以降は、感染症（コロナ以外含む）や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、同様の弾力的運用を大学の判断で行うことが認められている。
(「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」令和3年4月2日高等教育局長通知)

面接授業（＝対面授業）

(大学設置基準第25条第1項)



特例的な措置（設置基準第25条第1項の特例）

コロナ感染拡大により、面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を、十分な感染対策を講じたとしても面接授業により実施することが困難な場合、遠隔授業等を行う弾力的な運用を認めること

※ 上記弾力的運用として実施する遠隔授業は、設置基準第25条第1項で規定する面接授業として取り扱われる（遠隔授業の上限への算入不要）

- 通信教育を行う大学（学部等で通信教育を併せて行う場合も同様）においては、修了に必要な124単位全てを遠隔授業により実施することが可能。なお、当然、面接授業を行うことも可能。
※ 現に遠隔授業のみで受講・卒業することが可能な大学も存在

■通信教育を行う大学・学部等の教育課程

(※) 卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、遠隔授業又は面接授業により修得。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることが可能。

遠隔授業又は面接授業（30単位以上（※））

放送授業で代替可
(10単位まで（※）)

印刷教材等による授業、放送授業も可（～94単位）

124単位～

新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の 学生生活に関する調査（結果）

調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名

方法：国立教育政策研究所及び大学等の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、学生が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

サンプル特性

- ①宣言地域内・外、②国・公・私・高専、③学生数の規模別（3段階）で層化し、学生数を比例配分することにより、約60校を抽出。各学校で、学部や学年のバランスを考慮し、50名程度を抽出し、調査を実施。
- **概ね、実際の学生数の比率に応じた割合で抽出。**

（1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京、埼玉、千葉、神奈川）及び
1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）
の11都府県

地域「内」	64.0%
地域「外」	36.0%

（2）国公立大学・高等専門学校別の別

国立大学	21.9%
公立大学	6.0%
私立大学	68.7%
高等専門学校	3.4%

（3）学年

学部・短大1年（高専4年）	25.5%
学部・短大2年（高専5年）	26.3%
学部・短大3年	21.8%
学部4年	13.1%
学部5年以上	2.2%
大学院生	11.1%

その他、

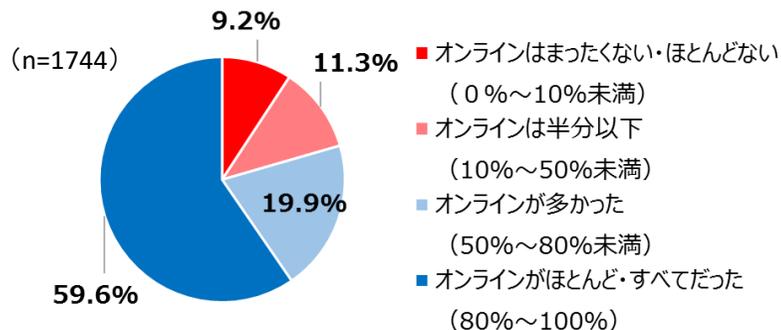
- ・学部の割合は過去の調査と比較して、特段偏りなく抽出できている。
- ・男女比も概ね均等。

1. オンライン授業について

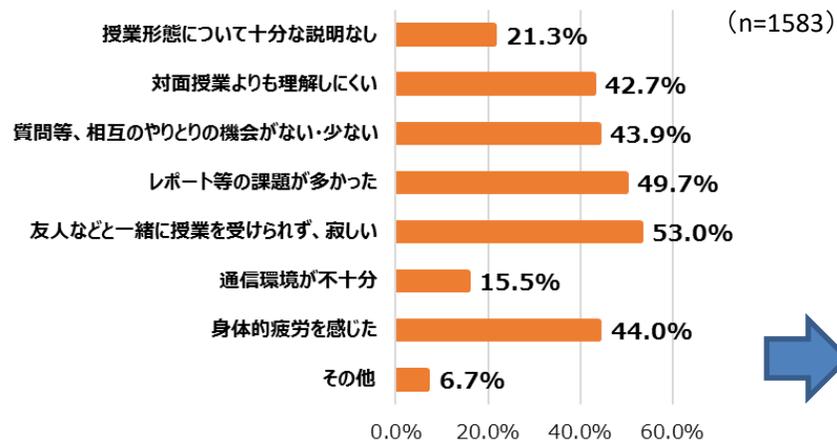
- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割。**
- **全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられることや、自分のペースで学修できること**が多く回答された一方で、悪かった点として、**友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくい**などが多く回答された。

(1) オンライン授業の割合 (令和2年度後期)

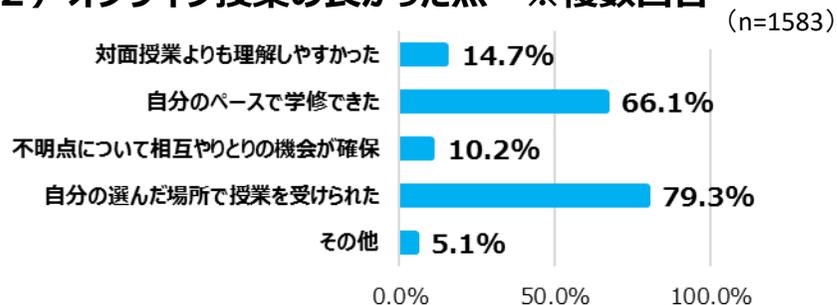
以前実施した、令和2年度後期授業の実施方針における調査では、「ほとんど遠隔」と回答した大学等は約15%であったが、学生の履修した科目から見ると、ほとんどオンラインだった学生は6割にのぼった。



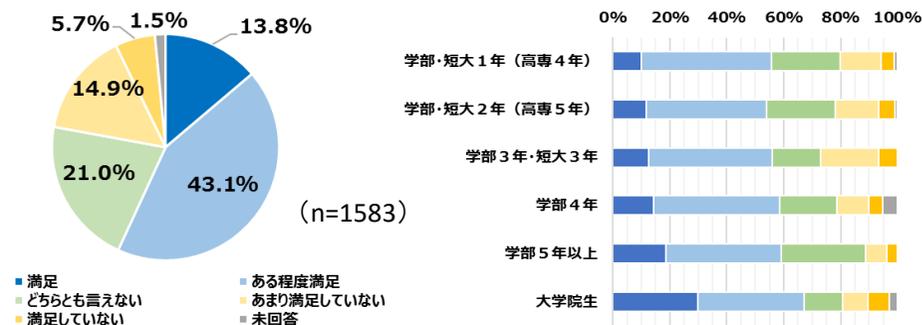
(3) オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



(2) オンライン授業の良かった点 ※複数回答



(4) オンライン授業の満足度 (左：全体、右：学年別)



その他、回答者の周りの学生の満足度についても質問したところ、「満足」及び「ある程度満足」の合計が37.9%であったのに対し、「あまり満足していない」及び「満足していない」の合計が24.6%。

理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生もおり (満足していない：5.7%、あまり満足していない：14.9%)、オンライン授業の実施に当たっては、学生の声を丁寧に聞き、質の向上に努めることが必要。¹⁰